令和　　年　　月　　日

士別市長　牧　野　勇　司　様

（試験実施者）企業名

※押印不要　代表者名

　担当者名

　電話番号

　メール

下記のとおり、自動走行システム開発等の試験を実施のため申請する。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用目的  ※試験内容など |  |
| 占用期間(予定) | 令和　　年　　月　　日(　)～　　月　　日(　)　　　日間 |
| 占用場所  ※複数選択可 | １．冬期閉鎖道路① 川西南部茨城線  ２．冬期閉鎖道路② 川西5号線  ３．旧士別高校跡地  ４．ふどう公園駐車場  ５．道北自動車学校 |
| 実施体制  ※すべての氏名を明記ください。 | 責任者名  　担当者名 |
| 実施当日の責任者氏名：  携帯番号： |
| 保管庫の利用  ※利用させる場合のみ選択。 | １．旧維持センター車庫  　２．ふどう管理棟  　３．道北自動車学校車庫 |
| 情報共有の範囲 | １．試験内容の公表不可  　２．士別市への情報共有のみ  　３．士別市に加え、北海道（北海道自動安全技術検討会事務局など）への情報共有可  　４．上記機関に加え、報道などへの周知可  　　　※十分に打ち合わせさせていただきます。  　５．上記以外（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考  ※要望（除雪方法など）があればご記入ください。 |  |

**※申請後、日程や要望などの調整を行います。対応できない場合もございますので、ご了承ください。**

**※特に、「３．旧士別高校跡地」や「５．道北自動車学校」は、他機関との調整となるため、ご希望する期間で占用できない場合があります。**

**※裏面に許可条件を記載してますので、必ずご確認ください。**

【許可条件】

１．占用許可条件について

　　・占用期間中であっても必要と認めたときは、道路法の規定によりこの許可を取消し又は、条件を変更して実施することがあり、試験実施者は必ず従わなければならない。

　　・占用期間中に道路構造物及び障害物などを設置及び形成しても構わない。ただし、試験終了後は必ず現状復旧しなければならない。現状復旧されず、事故などが発生した場合は、試験実施者が責任を負うものとする。

２．占用料金について

・「１．冬期閉鎖道路① 川西南部茨城線」及び「２．冬期閉鎖道路② 川西5号線」は、士別市道路占用料徴収条例第2条第2項第5号の規定により徴収しないものとする。

・「３．旧士別高校跡地」は、土地所有者が北海道であるため、調整の結果、占用料金を徴収する場合がある。

・「４．ふどう公園駐車場」及び「５．道北自動車学校」は、占用料金は徴収しないものとする。

３．車両保管庫の使用について

　　・すべての車両保管庫で使用料金は徴収しないものとする。

　　・「２．ふどう管理棟」及び「３．道北自動車学校車庫」は、日程調整の結果、使用できないこともある。

４．除雪費の負担について

　　・「１．冬期閉鎖道路① 川西南部茨城線」及び「２．冬期閉鎖道路② 川西5号線」、「４．ふどう公園駐車場」は、試験実施者に除雪費の負担は生じない。ただし、特別な要望への対応があった場合は、試験実施者に除雪費を請求することがある。

　　・「３．旧士別高校跡地」及び「５．道北自動車学校」は、試験実施者に除雪費の負担をいただくものとする。

５．占用場所での事故などの発生について

　　・試験実施時に事故などが発生した場合は、士別市総務部企画課まで必ず連絡することとする。

　　・試験実施時に事故などが発生したことで死亡及びケガがあった場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

　　・試験実施時に事故などが発生したことで道路及び道路構造物、施設構造物などの破損があった場合、協議の上、復旧が必要と認められれば、復旧費用は試験実施者が負担するものとする。